

日本原電・東海第二発電所 が 再稼働しないことを求めます！！

はじめまして！！私たちは、水戸市内で小さな子どもを持つママ達を中心となって活動している「希望のたね・みと」です。

東日本大震災で停止している東海第二原発の半径30kmには約100万人が住んでいます。子ども達の未来を考え、この原発が再稼働しないよう、水戸市議会が表明する事を求める陳情書を提出します！



水戸市は原発からこんなに近い！橋本県知事は「東海第二で事故が起こった場合一斉避難は不可能」と明言しています！

署名にご協力をお願いします！
【締め切り】平成24年5月15日

- ◎ 捺印（シャチハタ可・拇印不可）もお願いします。
- ◎ 水戸市外、茨城県外居住者可
- ◎ 茨城県内居住者は、市町村からの記入可
- ◎ 未成年でも可



☆ 希望のたね・みと ☆
メンバー募集中です！よろしくお願いします！
（署名集め、集計、議会傍聴などです）

- ・ ツイッター：<https://twitter.com/#!/kibounotanemito>
（アカウントは、@kibounotanemito）
- ・ ホームページ：<http://tanemito.jimdo.com/>
- ・ お問い合わせ：tanemito@mail.goo.ne.jp

急募！！

- ◎署名集めメンバー募集
- ・ 6月議会提出までの活動でOK。
- ・ 金銭面の負担はいっさいありません。
- ・ 「できる時にできるだけ」で構いません。

人手が足りません！
ご協力をお願いします！！

署名活動に対するよくある質問（Q&A）

* ・ * ・ * ・ * ・ * ・ * ・ * ・ * ・ * ・ * ・ * ・ * ・ * ・ * ・ * ・ *

Q. この署名は「水戸市議会」宛てとのことですが、なぜ直接「茨城県」宛てではないのですか？

A. 平成24年2月に、当会の代表者が東海村の村上村長と直接対談する機会がありました。この時、すでに村上村長は、東海第二原発の廃炉を宣言しておりました。しかし、風当たりは強い状況とのことでした。そこで、水戸市在住の者として、何か出来ることはないかと尋ねたところ、**村上村長から「周辺市町村が廃炉なり再稼働反対の意思表示をすること、議会がその意見書を可決する事が何よりの追い風になる」という旨のお話を頂きました。**そこで、「希望のたね・みと」を立ち上げ、未だ明確な態度を示していない水戸市に対し、陳情書を提出することを目標に活動を始めました。

Q. どうして、「廃炉」ではなく「再稼働しないこと」なのですか？

A. 茨城県において「廃炉」はとて高いハードルです。今回、「再稼働しない事」を求めたのは、議案を通し易くする狙いがあります。第一段階として、目前に迫った「再稼働」を阻止したい考えです。

Q. 原電が「定期検査の終了時期は未定」と発表したもので、6月の燃料棒装填、8月の再稼働は実質見送られたので、署名も陳情書の提出も不要なのは？

A. 原電がこのような発表をしたのも、県内各地の議会において、住民から再稼働反対や廃炉を求める陳情・請願が数多く提出され、それが否決や継続審議だったとしても、いかに不安に思う人が多いかの現れであり、良いプレッシャーがもたらした結果だと思います。原電が配慮を示す以前から、再稼働に反対の声を堂々とあげた市町村は11に及びます。(2012/4 現在)水戸市は、動向をうかがっており、反対なのか賛成なのか曖昧なままです。従って、再稼働が見送られたことを受けて、さらに、水戸市としても反対であるという決定的な意思表示をしてもらおうべく、署名活動は続け、提出も行います。

Q. 「捺印」が必要な理由は何ですか？

A. 水戸市議会のルールです。(HP 参照:<http://gikai02.kaigiroku.jp/mito/p05seigan.html>)捺印がないものは署名としてカウントされません。そのためオンライン署名の設置ができません。ご了承ください。

Q. 「陳情書」提出とのことですが、紹介議員をつけて「請願書」の方が良いのではないのですか？

A. 水戸市議会では、市民から提出されたものは、「陳情書」も「請願書」も同様に議決対象として扱われます。「請願書」のルールに則ると、「紹介議員」を1名以上つけなくてはならず、請願書にこの議員の「色」(議員の性質、政党など)がついてしまい、他議員が、請願の内容云々ではなく、紹介議員への印象で事が進みかねない懸念があります。

そこで、私達は、紹介議員が要らず、且つ、請願書と同等に扱われるとのことなので、「陳情書」を提出することにしました。おそらく、こういったこと(陳情書も請願書と同様の扱い)があつての「捺印要」かと思われます。

Q. 署名用紙に、団体名と郵便局の住所しかなく、署名するにあたり躊躇います。また、代表者氏名や住所がない陳情書や署名は無効なのは？

A. 多くの団体がそうであると思いますが、私達も普通の、一般の主婦や女性の集まりです。「希望のたね・みと」では事務局を設置しておらず、記載するとしたら、代表者の氏名と実際の住所です。

「再稼働反対」を掲げるにあたり、個人の氏名・住所をインターネット上で開示するのは、ハイリスクと判断しました。

皆様からは個人情報預かっておいて、自分たちの素性の欠片も明かさないとするのは、確かにフェアではなく、また、警戒されても致し方ないことだと思います。本件に関しましては、いましばらく、再考させて頂きたいです。また、良いアドバイスやアイデアがございましたら、ぜひお願いします。水戸市議会に、まとめたものを提出する際には、表紙となる陳情書に代表者名と住所を明記します。署名用紙については、代表者実名、住所を記載しなくても有効であるとの確認を得ています。